

PFI 事業実施に係る実施方針の見通しについて（令和 6 年度）

令和 6 年 7 月 1 2 日
島根県 隠岐の島町

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号。以下「PFI 法」という。）第 1 5 条第 1 項及び、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成 2 3 年内閣府令第 6 5 号）第 2 条の規定により、本町が予定している実施方針の策定の見通しを、下記のとおり公表する。

特定事業の名称	事業期間	概要	公共施設等の立地	実施方針の策定期期
大社エリア交流・民間商業施設運営等事業	公共施設等運営権設定日から 2 0 年間（予定）。	本事業は、島根県隠岐の島町西郷地区に整備する大社エリア交流・民間商業施設について、運営業務、維持管理・保全業務等を実施するものであり、特に民間商業施設の運営業務については、PFI 法に基づく公共施設等運営事業として実施することを予定している。	島根県隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四	令和 6 年 1 0 月（予定）